【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年11月16日
課徴金納付命令日　　平成25年４月16日
本件は、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、違反事実に掲げる本件株式の売買（以下「本件取引」という。）を行うに当たり、本件株式の売買が繁盛に行われていると他人に誤解させる等その取引の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的がなかった旨主張したため、この点を争点として争うこととなった。
審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人が本件取引を行うに当たり、上記目的があったと認められるとして、課徴金の納付を命ずる決定を行った。
※　本件決定に対して、同人は、平成25年５月15日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑦　ヴィンキュラムジャパン株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成24年11月30日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、ヴィンキュラムジャパン株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年４月12日午前９時16分頃から同日午後２時29分頃までの間、直前約定値より高値で自己の売り注文と買い注文を発注して対当させたり、成行買い注文を連続して発注し高値で約定させるなどして株価を制限値幅の上限値まで引き上げた上、買い特別気配を表示させながら同値に約定させる意思のない大量の買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計127株を買い付ける一方、同株式100株を売り付けるとともに、同株式200株の買付けの委託を行うなどし、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。
【課徴金額】　442万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年11月30日
課徴金納付命令日　　平成24年12月21日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑧　プラコー株式ほか２銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成24年12月21日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己及び親族の計算において、
㈠　株式会社プラコーの株式につき、下表記載のとおり、平成23年５月12日午前９時２分頃から同日午前10時38分頃までの間、５期間にわたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計33万2,000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計34万3,000株の買付けの委託を行うなどし、
㈡　株式会社ジーエヌアイグループの株式につき、下表記載のとおり、同年11月10日午後１時51分頃から同日午後２時11分頃までの間、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計11万5,000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計10万1,000株の買付けの委託を行うなどし、
㈢　株式会社ファンドクリエーショングループの株式につき、下表記載のとおり、同月28日午前９時40分頃から同日午後０時56分頃までの間、３期間にわたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げたり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を発注するなどの方法により、同株式合計13万株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるとともに、同株式合計４万900株の買付けの委託を行うなどし、
もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。

（単位：株）

| 番号 | 銘柄 | 行為期間（平成23年） | 委託株数※ | | 売買株数 | | 課徴金の額の計算（売付価額－買付価額） | 課徴金の額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 売付 | 買付 | 売付 | 買付 | | |
| 1 | プラコー | ５月12日09時02分～５月12日09時04分 | 0 | 84,000 | 85,000 | 85,000 | 2,720,000円－2,635,000円＝85,000円 | ８万円 |
| 2 | プラコー | ５月12日09時12分～５月12日09時14分 | 0 | 40,000 | 57,000 | 57,000 | 1,975,000円－1,827,000円＝148,000円 | 14万円 |
| 3 | プラコー | ５月12日09時38分～５月12日09時41分 | 0 | 47,000 | 42,000 | 42,000 | 1,596,000円－1,519,000円＝77,000円 | ７万円 |
| 4 | プラコー | ５月12日10時05分～５月12日10時11分 | 0 | 94,000 | 78,000 | 78,000 | 2,886,000円－2,815,000円＝71,000円 | ７万円 |
| 5 | プラコー | ５月12日10時36分～５月12日10時38分 | 0 | 78,000 | 70,000 | 70,000 | 2,660,000円－2,597,000円＝63,000円 | ６万円 |
| 小計 | | | 0 | 343,000 | 332,000 | 332,000 | | 42万円 |
| 1 | ジーエヌアイグループ | 11月10日13時51分～11月10日14時11分 | 0 | 101,000 | 115,000 | 115,000 | 9,745,000円－9,491,000円＝254,000円 | 25万円 |
| 1 | ファンドクリエーショングループ | 11月28日09時40分～11月28日09時47分 | 0 | 15,000 | 48,200 | 48,200 | 3,374,000円－3,319,600円＝54,400円 | ５万円 |
| 2 | ファンドクリエーショングループ | 11月28日10時15分～11月28日10時25分 | 0 | 16,000 | 45,400 | 45,400 | 3,359,600円－3,191,900円＝167,700円 | 16万円 |
| 3 | ファンドクリエーショングループ | 11月28日12時55分～11月28日12時56分 | 0 | 9,900 | 36,400 | 36,400 | 2,802,800円－2,731,000円＝71,800円 | ７万円 |
| 小計 | | | 0 | 40,900 | 130,000 | 130,000 | | 28万円 |
| 合計 | | | | | | | | 95万円 |

※　約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量
【課徴金額】　95万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成24年12月21日
課徴金納付命令日　　平成25年１月28日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。